

「寄付者の権利宣言2010」の運用にあたって

2009年12月7日

「寄付者の権利宣言2010」起草委員会

私たちは、この「寄付者の権利宣言2010」が、寄付者と寄付を受ける側との良好なコミュニケーションのもとに、以下のような解釈で運用されることを期待しています。

1. 寄付者は、寄付に際して、寄付先、寄付目的、寄付金額、寄付物品を自身の意思で決めることができます。

寄付者は、誰にも寄付先を強制されたり、本人の意思に反して寄付が行われたいということはありません。

2. 寄付者は、寄付金や寄付物品の使途や使途目的を予め知ることができます。

寄付者は、寄付を決定する前に、寄付の受け手側が説明可能な範囲において、寄付金などの使途や使途目的について情報を得ることができます。使途目的の説明については、寄付の受け手の活動の特性などによって、その詳しさに違いがあることも理解していただきたいと思います。

3. 寄付者は、寄付先の組織の運営、事業内容、財務情報について知ることができます。

寄付者は、寄付先の組織の役員構成、事業報告書の内容、財務諸表について情報を得ることができるということです。

4. 寄付者は、寄付金や寄付物品が実際にどのように活用されたかを知ることができます。

寄付者は、寄付金などを活かして寄付先がどのような事業を行っているかについて、ホームページや機関誌、あるいは直接の説明などを通じて知ることができます。ただし、寄付金は他の多くの寄付金と一体となって活かされることがあり、個々の寄付に対応した説明が難しいことがあることも理解していただきたいと思います。

5. 寄付者は、寄付先に、自身の個人情報の保護を求めることができます。

寄付者は、法令に定める個人情報の保護を求めることができます。寄付者として個人名が公開される場合には、予め寄付者本人の同意があることが前提となります。

